

「やまぐち健康的な食環境づくりプロジェクト」運営規約

令和8年2月13日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織の名称を「やまぐち健康的な食環境づくりプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）とする。

(プロジェクトの目的)

第2条 プロジェクトは、「食塩の過剰摂取」及び「野菜の摂取不足」を山口県が最重点で取り組む栄養課題として捉え、産学官等の連携・協働により、県民の食生活改善につながる食環境づくりを展開し、県民の健康寿命のさらなる延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指すことを目的とする。

(プロジェクトの活動)

第3条 プロジェクトは、山口県健康的な食環境づくり運営部会（以下、運営部会）、事務局、参画事業者で構成し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プロジェクトの目標の設定と評価
- (2) 各参画事業者の取組目標設定および取組の支援ならびに連携・協働の促進
- (3) 食環境づくりに資するデータ整備等の推進
- (4) 県民および事業者に向けた情報発信
- (5) その他プロジェクトの目的に資する活動

(運営組織)

第4条 運営部会は、山口県健康的な食環境づくり運営部会設置要綱に基づき、プロジェクトの運営のため、以下の活動を行う。

- (1) プロジェクトに係る規約等の策定・改正
- (2) プロジェクトの目標の設定と評価に係る検討
- (3) 各種行事の検討
- (4) 食環境づくりに資するデータ整備等の推進に係る検討
- (5) 県民および事業者に向けた情報発信に係る検討
- (6) その他必要と認められる事項

(事務局)

第5条 プロジェクトの事務局は、山口県健康福祉部健康増進課に置き、以下の事務を行う。

- (1) 各種会議および行事等の運営に係る事務
- (2) ウェブサイトの運営および広報に係る事務
- (3) その他必要と認められる事項

第2章 参画事業者

(参画事業者の資格)

第6条 プロジェクトの参画事業者となる資格は、次の各号のいずれかに該当する山口県内で事業を行う法人または個人事業者で、プロジェクトの目的に賛同の上、活動に参画することを希望する者とする。

- (1) 食品製造事業者
- (2) 食品流通事業者
- (3) 外食または配食事業者
- (4) メディア事業者
- (5) その他事業者

(参画の原則)

第7条 参画事業者は、次の各号に掲げる参画原則に同意し、活動を行う。

- (1) 山口県が進める健康的な食環境づくりに賛同し、県民に広く発信するため、取組目標、行動計画を公開する。
- (2) 「食塩の過剰摂取」に対する取組目標を設定する（必須）。
- (3) 「野菜の摂取不足」に対する取組目標を設定する（任意）。
- (4) 毎年、取組目標の進捗状況の確認に応じ、実施期間の最終年度には取組結果を報告する。
- (5) プロジェクトの活動に対する妨害行為をしない。
- (6) 反社会的組織・活動に関わりがない。

(参画の申請)

第8条 プロジェクトへの参画を希望する事業者は、別に定める「やまぐち健康的な食環境づくりプロジェクト」参画の手引き（以下、手引き）を確認の上、事務局の指定する方法により申請するものとする。

(参画事業者の登録)

第9条 前条により提出された取組目標が運営部会により承認されることをもって、当該参画事業者は登録となる。

(参画の標榜)

第10条 参画事業者は、手引きに定める方式に従い、プロジェクトの参画事業者であることを標榜することができる。

(秘密保全義務)

第11条 参画事業者は、プロジェクトに関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許

可なく第三者に提供してはならない。

(個人情報保護)

第12条 参画事業者がプロジェクトに関連する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

(会費)

第13条 プロジェクトに関し、参画事業者の会費は、無料とする。

(退会)

第14条 参画事業者は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができ、退会した場合、登録は抹消となる。

(除名)

第15条 参画事業者が次のいずれかに該当することが判明した場合、運営部会は当該参画事業者を除名し、登録を抹消することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第3章 雑則

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は、運営部会において審議し、承認を得なければならない。

附則

- 1 この規約は、令和8年2月13日から施行する。